

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の人口減少の克服に向け、長崎県外から本市への移住・定住を促進するために、子育て世帯の移住者に対する経済的支援として、本市に移住した者であって、長崎県内で就業、テレワーク、創業若しくは事業承継又は長崎県外からの事業所の移転を行ったものに対し、予算の定める範囲内において長崎市子育て世帯ウェルカム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯をいう。
- (2) 同一世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票上における同一の世帯をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民登録することをいう。
- (4) 事業者 事業を行う個人（個人事業者）及び法人をいう。
- (5) テレワーク 情報通信技術を活用し、事業所以外の場所で働くことをいう。
- (6) 事業所の移転 事業を行う個人が転入し、かつ、長崎県内に事業所の異動の届出を行っていること又は法人の代表者が転入し、かつ、当該法人の本店を長崎県外から長崎県内に異動の届出を行っていることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号に規定する要件を全て満たし、かつ、第2号から第6号までに規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次のア、イ及びウの全てを満たしていること。
 - ア 移住元に関する要件 次の(ア)及び(イ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 転入する前日まで連続して1年以上長崎県外に居住していたこと。
 - (イ) 移住元において子育て世帯又は補助対象者若しくは同一世帯に属していた世帯員が妊娠中であつたこと。
 - イ 移住先に関する要件 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 補助対象者が転入日から補助金の交付申請日までの間に子育て世帯に属していること。
 - (イ) 補助対象者が転入後1年以内であること。
 - (ウ) 補助対象者が補助金の交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
 - ウ その他の要件 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 補助対象者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第

319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 本市市税を滞納していないこと。

(2) 就業に関する要件 次のア、イ、ウ及びエの全てを満たしていること。

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者であること。

ウ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、補助金の交付申請日において、当該就業先に在職し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。

ア 長崎県外の事業者 zu 所属し、就業先からの命令ではなく、自己の意思により本市を生活の本拠とし、テレワークにより就業先の業務を行うこと。

イ 本市で恒常的に事業所へ通勤せずにテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(4) 創業に関する要件 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

(5) 事業承継に関する要件 長崎県内の事業者から事業承継し、新たにその事業者の代表となっていること。

(6) 事業所に関する要件 事業所の移転を行っていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、35万円とする。

(交付の申請)

第5条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付申請書(第1号様式)を用いるものとする。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助金の交付申請日の属する年度の3月20日とする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの添付書類を省略する。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 補助対象者が補助金の交付申請をする場合

ア 補助対象者の移住元が日本国内にあっては子育て世帯であったことがわかる住民票謄本又は住民票の除票の写し、補助対象者の移住元が日本国外にあっては第3条第1項第1号アに規定する要件に該当することを証する書類の写し(外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付すること。)

イ 移住先の住民票謄本

- ウ 補助対象者が本市市税を滞納していないことの証明書
- エ 個人情報の利用、提供又は収集に関する同意書（第2号様式）
- オ 別表に掲げる書類

(2) 前号に定めるもののほか、補助対象者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

5 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、補助金の交付申請日から5年以内に本市から転出しないこととする。ただし、補助金の交付を受けた者以外の世帯員が長崎市内に引き続き住民登録をしている場合は転出として取り扱わず、補助金の交付を受けた者が属していた世帯の世帯員全員が本市外に住居を移した時点で転出として扱うものとする。

(交付の条件に関する特例)

第6条の2 市長は、補助対象者が前条に定める事項を満たさなくなるおそれがあることを申し出た場合で、当該事項を満たさなくなることについて事情やむを得ないものとあらかじめ市長が承認したときは、同条の規定による条件は適用しないものとする。

2 前項の規定による申出は、補助対象者が前条に定める事項を満たさなくなる事実が発生する前に長崎市子育て世帯ウェルカム補助金に関する返納申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、返納を申し出る額は、補助金の全額とする。

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、その承認又は不承認について、長崎市子育て世帯ウェルカム補助金返納申出承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(不交付の決定)

第7条 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不適当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

(決定の取消)

第9条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定により、補助対象者は、第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの通知は、補助金返還請求書（第9号様式）により行うものとする。

(返還の額)

第12条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 規則第16条第1項第1号による取り消しを受けた場合 補助金の全額
- (2) 規則第16条第1項第4号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から5年以内に本市から他の市町村に転出した場合 補助金の全額
(補助金の交付手続の特例)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条の補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(長崎市移住支援補助金との併用の禁止)

第14条 令和4年4月1日以降に転入した補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する世帯員が、長崎市移住支援補助金交付要綱（令和元年7月26日告示458号）に基づく長崎市移住支援補助金（以下この条において「移住支援補助金」という。）の補助対象者の要件を満たし、移住支援補助金の交付を受ける意思がある者又は受けた者は、補助金の申請をすることはできない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年7月26日告示459号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和2年11月26日告示655号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の子育て世帯ウェルカム補助金に定める第2号様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月29日告示226号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年7月15日告示401号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者の申請に係る補助金から適用し、同日前に転入した者の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日告示125号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年5月10日告示254号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月29日告示257号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱第6条の規定は、令和元年7月26日以降に補助金の交付決定を受けた者から適用する。

附 則（令和6年12月26日告示803号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱第6条の2の規定は、この要綱の施行の際現に第6条に定める事項を満たしている者について適用し、この要綱の施行の日前に同条に定める事項を満たしていない者については、なお従前の例による。

- 3 改正前の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年6月12日告示523号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に本市に転入した者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお、従前の例による。

- 3 改正前の長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

区分	証明書类等
第3条第1項第2号に規定する要件を満たす者	就業証明書（第3号様式）
第3条第1項第3号に規定する要件を満たす者	就業証明書（第4号様式）
第3条第1項第4号に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (2) 法人経営者 法人設立届出書の写し又は法人設立（設置）届の写し
第3条第1項第5号に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (2) 法人経営者 異動届出書の写し又は法人異動届の写し
第3条第1項第6号に規定する要件を満たす者	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し (2) 法人経営者 異動届出書の写し又は法人異動届の写し
第3条第1項第1号ア(i)に規定する移住元において妊娠中であつた者	(1) 移住元が日本国内の場合 母子健康手帳の写し、妊産婦医療費助成制度の受給を証明する書類の写し又は医療機関が発行した妊娠を証する書類の写し (2) 移住元が日本国外の場合 移住元において妊娠中であつたことを証する書類の写し